北朝鮮の人権状況に関する国連特別報告者の訪日

ジュネーブ/東京　（２０１９年１１月２８日）-　朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）の人権状況に関する国連特別報告者トマス・オヘア・キンタナ氏は、２０１９年１２月２日から４日、日本を訪問します。

キンタナ氏は訪日中、政府関係者、国会議員、拉致被害者御家族、１９５０年代から１９８４年の帰還事業で北朝鮮へ渡り後に日本へ帰国した人たち、市民社会団体、専門家等と意見交換する予定です。

「私にとって、日本の関係者と会い北朝鮮の人権状況を改善するための措置を議論することは、特に現在行われている北朝鮮との外交交渉との関係で、とても重要です。」特別報告者はこのように述べています。

特別報告者は今回の調査結果や勧告を２０２０年３月に開かれる人権理事会で報告します。

以上

トマス・オヘア・キンタナ氏（アルゼンチン出身）は、２０１６年に国連人権理事会により朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者に任命された。キンタナ氏は人権分野で多岐にわたる経験を有する法律家。過去には米州人権裁判所に勤務、軍事政権下の児童虐待に関する裁判においては、アルゼンチンのNGO ”Abuelas de Plaza de Mayo” の代表を務め、国連人権高等弁務官事務所のボリビアにおける人権プログラムの長も務めた。２００８年から２０１４年にはミャンマーの人権状況に関する特別報告者を務める。朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者としての任期は２０１９年の人権理事会決議40/20で更新された。

特別報告者とは、国連人権理事会の「特別手続き」に属する専門家である。「特別手続き」とは数々の独立専門家を擁する、国連人権機構の中の最大組織である。特定の国における人権状況やテーマ別の人権状況について事実調査・監視を行う、国連人権理事会の独立した数々のメカニズムを総称して「特別手続き」という。全ての国が調査対象となる。「特別手続き」の専門家は国連職員ではなく、金銭的報酬も受け取らず、自らの意思で調査に取り組む。いかなる政府、組織からも独立し、個人の資格で任務にあたる。

国連人権高等弁務官事務所、朝鮮民主主義人民共和国のページ： [*DPRK*](https://www.ohchr.org/EN/countries/AsiaRegion/Pages/KPIndex.aspx)

同ソウル事務所： [*Seoul Office*](http://seoul.ohchr.org/EN/Pages/HOME.aspx)

問い合わせ及び追加情報については、佐治まどか（Email: msaji@ohchr.org/ Phone: +82 10 4230 3523）まで。

その他の独立専門家に関する問い合わせはこちらまで。

Mr Jeremy Laurence – Media Unit (+ 41 22 917 9383 / *jlaurence@ohchr.org*)

**Tag and share - Twitter:** [**@UNHumanRights**](http://twitter.com/UNHumanRights) **and Facebook:** [**unitednationshumanrights**](https://www.facebook.com/unitednationshumanrights)